

行政減量・効率化有識者会議（第61回）議事概要

1. 日時

平成20年12月3日（水）9:00～11:00

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

甘利明行政改革担当大臣、谷本龍哉内閣府副大臣、宇野治内閣府大臣政務官

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、森貞述の各委員

〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代、鳶信彦の各専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長
ほか

〔国土交通省〕

和泉洋人住宅局長ほか

〔総務省〕

望月達史自治財政局財政制度・財務担当審議官ほか

〔日本労働組合総連合会〕

古賀伸明事務局長ほか

4. 主な議題

- 「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」について
 - ・ 住宅金融支援機構
- 政策金融改革のフォローアップについて
 - ・ 地方公営企業等金融機構
- 日本労働組合総連合会からのヒアリング（雇用・能力開発機構関係）
- 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成20年）の取りまとめについて

5. 議事の経過

（開会）

（「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて）

主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔住宅金融支援機構（国土交通省）〕

（出資金）

- ・ 出資目的の事業が終わったら出資金は速やかに国庫に返すべき。特殊会社等組織形態が変わった場合に出資金を国庫に返さず持って行ってしまわないかという懸念もある。
- ・ 住宅ローンのリスク管理について、どこまでを出資金でみて、どこまでをローン金利で分担しているのか情報を開示すべき。

(補給金)

- ・ 平成 19 年度の補給金 2,277 億円のうち、余った 667 億円について、207 億円は返納したとのことだが、全額返納すべきではないか。
- ・ 資料によれば、平成 21 年度から既往債権管理勘定における資金調達と住宅ローン貸付けの金利差が逆転する見込みとのことであるが、そうであるならば、補給金の終了を前倒しできるのではないか。また、平成 24 年度以降純ざやとなることが予測されるが、収支に黒字が出たら国庫に返納するのか。

(その他)

- ・ 優良住宅や中古住宅市場の推進など、国の住宅政策の中で機構が行う意義のある事業もあるが、例えば団体信用生命保険業務など本当に実施すべきなのかという事業もあるので、必要な事業なのかどうかしっかり精査すべき。
- ・ 低金利の背景もあり、フラット 35 の販売状況が芳しくないが、新たな商品の開発、経費削減等、業績に合わせたコスト構造に変えていく必要があるのではないか。
- ・ 「政府の暗黙の保証があるので、MBS の発行金利を安くできる」と言う一方、「民間並にリスクを取るために資本金が必要」と言ったり、場合によって民間の立場と公の立場を使い分けているように聞こえる。今後機構をどちらに近づけていくのか、方向性を明確にすべき。

(政策金融改革のフォローアップについて)

主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔地方公営企業等金融機構〕

(管理勘定の金利変動準備金について)

- ・ 金利変動準備金については、ALM やデリバティブによるヘッジによって早期に国庫納付が可能であり、そのスケジュールを示していただきたい。

(「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設についての検討」について)

- ・ 来年から地方健全化法が施行されるなど、地方公共団体の財政の健全性が求められている中で、新たな機構のガバナンスのあり方については十分な議論が行われるべき。

- ・ 地方が出資・運営する地方共同の機関が地方の一般会計にも資金融通する仕組みは、資金調達の自由度の拡大というメリットの一方、モラルハザードを生じさせ、それがマーケットにおける機関の信認の低下、調達金利の上昇、ひいては住民負担の増加につながることも考えられ、慎重に検討する必要がある。
- ・ 地方公営企業等金融機構については、政策金融改革の議論を経て設立され、その貸付対象は段階的に縮小することが決定している。機構の業務に一般会計向け貸付業務を追加することについては、この政策金融改革の趣旨を踏まえ、十分な議論が行われるべき。
- ・ 政策金融改革の経緯、行政改革の観点を踏まえるため、結論を得る前に再度、行政減量・効率化有識者会議において議論を行う必要があるのではないかと。
- ・ 地方向け融資の拡大を検討するにあたっては、地方公共団体に関する公会計制度や破綻法制も含めてよく検討すべき。

（日本労働組合総連合会からのヒアリング（雇用・能力開発機構関係））

日本労働組合総連合会（連合）から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

- ・ 職業訓練の重要性は理解しているが、雇用・能力開発機構という法人が本当に期待に込めているのか、問題点はないのかということ、もう一度考える必要がある。この機構に任せたら、大事なもので駄目だと言われてしまう可能性がある。
- ・ 雇用保険 2 事業に係る雇用保険料の用途について、強い監視を、労働組合としてもしていただきたい。
- ・ 非正規社員やフリーターがきちんと失業保険や年金がもらえる仕組みにしないと日本の社会の底が抜けていく。企業、国、組合等と一緒に考える仕組みを作らないと、雇用・能力開発機構だけ残しても説得力を持たない。
- ・ 二重行政の問題とか、職業訓練指導員として就職している者が卒業生の 20% に満たない問題など、個別に見ていくと、雇用・能力開発機構が存続しなくてもいいのではないかと思う。
- ・ 職業訓練の機能はみな大事だと思っている。ただ、今の雇用・能力開発機構に任せられるのか、ということではないか。

（独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成 20 年）の取りまとめについて）

事務局から、概要以下のとおり説明があった。

本年 3 月から本日まで 14 回の会議を開催し、整理合理化計画の実施状況をフォローアップ（監視）した際に指摘した事項を整理した。例えば、

- ① 各法人が取り組むべき事項として掲げられた約 740 の事項について 8 月末

時点で35%が「達成済」となっているが、達成未済の事項についても早期に着手していくこと

- ② 6,000 億円超の実物資産の処分とともに、不要な金融資産の見直しが必要であり、着実な国庫納付のためにも独法改革法案の成立が不可欠であること
- ③ 競争性のない随意契約（18年度1兆円）の削減を早期に実現すべきであること

等の指摘を行っている。そして、これらの措置により、無駄の排除、財政支出の削減を図るべきだとしている。

これについて、委員等より以下の意見が出された。

- ・ 通則法では余剰金が出たときに、経営努力のあるものについては独法で使うことを認め、それ以外のものについては中期計画期間終了後に原則として国に返納するとなっているが、個別法によって例外が設けられ、結果的に余剰金たまっている。必要なものを積み立てることを否定するものではないが、よく精査をした上で積み立てるような方法をとるべき。
- ・ 移行したときに持ち込まれた余剰金について、独法通則法の基本的精神で積み立てていったものと、峻別をして取扱うことを検討する余地があるのではないか。
- ・ 金融をやっている独法には、そもそもリスクをきちんと把握をしていない、資本との関係でどう考えているかということすら整理できていないという感覚がある。リスクの評価を的確に行ってほしい。

(閉会)

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai61/shiryou.html>